

梅韻に話す言葉に「旦那方より歸りの門口、
掠り遣うて手代の兵衆衛めが内儀おさん女郎
をそそのかし走り出で、やれやれとしょんに
行方が知れぬ。内を證識すれば玉めが身所に
おさん女郎と兵衆衛が不義は極つたで、玉めはお
さんの娘へ入りかはつて腰てゐる。然れば
主人の内儀の間男の媒介した玉めなれば同罪
は遁れぬ」といひ、また赤松梅韻が玉を讃して
譽倍を極めさす言葉に「間男といふ浮名が立
つた二人の中へ、媒といはるる其方と三人寄
合點せり、つれなら當るはお爲やぢや。この
事故にそちも驚き日の恥にあひこの如く預け
られた。然れば同罪は遁れ難い」と見えてゐ
る。姦通の媒介をした者も姦通と同罪に取扱
はれて、酷刑に處せられたのである。

(二) 卯月の褐色に、おかめ・與兵衛の女夫が情
死を謀り、おかめは死して與兵衛は生残つた。
おかめの伯母がおかめの死を悲しみ、梓巫女
を頼んで死口を審せて語る言葉に「心中の作
法にて死損ひし片岸は試物となると聞く。與
兵衛が死を養生し本廻したる其後に、試物に
なるならば伯母は本廻らざぞ」といひ、
おかめの死口の答に「いやなら世間の心中と
それは違ひがあらかねの、銀鏡づくの勘の身
奉公人々主ある人、娘子などの添はれぬ仲、
うろたへ死ぬ心中は、人殺と同然の罪に沈
むる世の作法。効刷染のうち女夫比翼連理の
仲はよし、何に不足はなけれども内では誰が
點を打つ、大鎌の大めらに撲り果てて死ぬる
やうなれば、面面自害とも心中の外の心中ぞ

や。町衆在所世間へもこの歎きを言ひわけて
與兵衛様の命を助け、道心出家させませて朝
晚向に生残ったやうな」と見えてゐる。惜死
を企てて生残った片割は斬罪に處せられるの
であるが、西面の自害となれば敢て其罪は問
はれなかつた。

(ホ) 外國の物品を密輸入する者は死刑に處せ
られるのである。博多小女郎波枕に「斯る所
へ檢非違使の真賞先立ち、此處役處に召捕つ
たる海賊懸額城交り繩付ども一度に彼處へ引
來る。檢非違使一札押開き、囚人どもに申聞
する趣に難く承る」。一、沖ばかりの大船に通
路を尋め、波を潛り水底を抜け船へ近付き詰
色を奪取りし事、國法を背く大罪武士に仰せ
て死罪あるべき所、當今卿即位の御悦によつ
て死罪一等免だなり」と見えてゐる。これは
密輸入者毛利丸右衛門一味の者どもが召捕ら
れて、死刑に處せらるべきを大敵によって死
一等を減ぜられたのである。

(ヘ) 年貢滞納者は水牢に入られて苦しみを
受けるのである。丹波興作に、「小萬はらはら
涙にて、勘の身におぢやれの身は下の下と
いふはここのこと。傍聴衆へも言はなんだ、
横田村の父様二石二斗の未満に詰り、六十六で
水牢。男にも娘にも子とはこの身ばかりな
り。しよかにこそ出されぬ、お大名へも知られ
たのを、小萬が父親を水牢では殺されず、參
官するとして暇もらひ女子の身で代官所を秋納
まで詣合はうて、牢を出しは出したれども何を
あたてになんとぞう」と見えてゐる。これは
小萬の父が滞納懲罰を受けて水牢に入れられ
たのを、小萬皆納の保證に立つて猶豫を願
ひ、父を水牢から引出はしたものの、さて
秋納の期日は追遡付けども、皆納されよう

屋敷二郎放の有様をいたるものである。
(チ)元禄一貞享時代の遊女町は一種の金融と
交際場裡の歡樂地であった。官からも實大に
取扱はれ、治外法權のやうな觀を施してゐた
ので、階級制度底辯の懸念に恐れてゐる
町人等は、遊里に於て風ふ體に心が爲した
はけの限を盡し、金錢を水ひに散布して
遊樂したのである。そして巨額の金を消費す
る者が絶えずとてはやされて裕福を利かず外に
は、武士でも町人と同じやうに扱はれ多少
無禮な行爲があつたとても、治安に害なき限
り敢て咎めず罰せられたのである。心中天の
網島に「太兵衛が忿怖くば南無あみ笠を貲
うたと、引ぢり入れたる姿を見れば大小くす
んだ武士の正味、編笠越しにぐと睨めたる
眞九月玉の蔽籠、念とも佛とも出でばこそ、
ハアアとへどもひるまぬ顔。」なう小春殿、
こちは町人刀さいた事はないけれど、それが所
に瀧山な新銀の光には少少刀刃を燒きめらう
と思ふもの。壁紙屋めが漆透程な薄元手で此身
すがらと張合ふは塵外千萬。櫻橋から中町く
だりぞめいたら、何處ぞでは紙屑踏躡つてく
りよ、皆おぢややおぢやと、身振ばかりは男を
みがく町一杯にはばかつてこそを躊躇けれど、所
がら馬鹿頭に構はずかずへる武士の客へ見え
女殺風塵戯にて手に薔薇な文持つて西の方か
らくるこれ、物間は別れ前屋と申す傾
城屋はいづかた、其御内に松風殿と申す傾城
御存じならば教へてこべ、頬入るとぞかたく
ろし。ツウ仔細らしい物のひじ様。前屋は
この家、西の端に戸のさした客のある局が松
風殿でござんす。コレお侍様左の足上げさん
せ、ソレソレ又右の足も上げさんせ。ヲトよ
う上げさんした、いかに世話のと、なぶつて

ひんしゃん行過ぐる。所がらとて人に馴れ、
エ氣輕いやつと打笑ひ」と見えてゐるやうに、
武士が無禮を加へられても笑うて済すは
遊郭内であるからである。

(三) 旅行に就いて

舊幕時代旅行するには其所在城の名主五人組と手札を得て、手札の所である番人、それを見せて白須頭を許されたものである。丹波屋と見えて、手札は即ちこれと越えて、手札でござるか振袖に、ヤハチヨリとあるいわゆる「新店」切」とある手札は即ちこれを云うたものである。次に記したのは、寶篋印陀羅尼經の年間に書集め大關所留書一件の古寫本中に見える手判である。

幾日渡 同 箱根押切印也 何町何丁目誰店 誰

(四) 相續に就いて

相繼といふは家名、家産を相繼することで、主に「飛巣」が嘉平次が獨寵にありとも氣氛しつかず。E曲もなし兒の心、今ならでは申さぬが眼病もあらんゆゑ。聞いて下されることは、おきはと其方夫婦になれ、其代に家屋敷商の株共、親父の懸念を懸がする、合點せしいと、道ならぬこと耳かしましく、所詮私が死ぬるか不具にして下されど、山上様へ懸をかけたれば御利生てこの病」と見えども。これは一屋五兵衛の長男嘉平次が

法定の相續人であるが、さて相續するならば
養女おきはと夫婦にならねばならぬを厭う
て、弟の幾松に相續を譲らうとする。兄思ひ
の弟は兄の不身持を深く憂ひ、神に祈つて不
具者とならうとするのである。

養子相続については心難井簡に、細屋の入
徳兵衛が口入業の治右衛門を招いて金を借
らうとし、兵衛の偏女房ふざが口を添へる
様に「ヤア治右衛門様かお這入りなされ。御
免といひて通りける。あれ女房ども、内内の
治右衛門様をなつの判なら、娘貢さうと仰し
キる。お目に懲して置きやとへば書合せて
やかの女。これはまあまあ御懇親な。尤も
家商私物とは申しながら、子かなな
したる仲なれば、あら今では屋財家財皆主の
物で腰座ります。からお目にかかる上から
は、私が説き、楽しめ事こそこの家屋敷相應
に三戸目や五戸目は貸して遣つて下さいや
せて見え、大経師昔に、岐阜屋道順の女お
さんが大経師に春に嫁いで、以春の手代茂兵
衛と森通したのを道順が悲しま様に「道順不
覺の涙の如くれ、ハア道順が未來も早知れた。
御嬢の事なれば、腰取つて家をつかずする
筈、なれど、近年諸國の鏡もすます家屋敷をわ
人手に預ける道順の身、この跡跡を娘に渡し苦
愁するがいひに、一切切なを括て深入
させた親心」と見え、卯年紅葉に、古道具商
笠置長兵衛の養子と兵衛が男の妾いませび
まの第傳三郎にいたぢられ、傳三郎の計略に
罷つて男の盡納めた譲状を奪去つたのを舅が
怒る様に、「兵衛めが在所へは辰らいで、
町の倉所の盤宿に入納めた譲状、身が使と備
つて取つて行くんだと年寄からことわりがいう
て來た。娘に譲る譲狀取つて何になる事

ぞ。家を構に振りをるか但はどうぞ原兵衛だ
らす」と見え、兵衛の返答に「工エ恨めしら
く」と親父譲、あの家屋敷家財まで私夫婦へ譲りの
約束なれば親子と存する故不祥の事を堪忍して不
て、心一ぱい動けども何をするのも氣に入
らず」と見え、長兵衛の返答に「おのれをい
て弘めしてすゞに出した譲狀、身が目の差
がぬその内は、年寄行事も封を切らぬ隣座を
係三が知らぬ筈がない。……ヲヨ成身が
判封の應。只今抜くこれ隠け。……北入太郎
町へ弘めしてすゞに出した譲狀、身が目の差
がぬその内は、年寄行事も封を切らぬ隣座を
外より運転少しあんじ如供。これ見よ」と目
え、又延次飛脚、島嶼鶴屋の八右衛門が「ふ
このことをその友中の島の八右衛門が」、ふ
に「尤千兩二千兩人の金をとづかり暫時の
宿を貸すけれども、手金とては家屋敷家財か
けて十五戸目、二十戸目に足らぬ身代・大和
の綱が長者である龜屋へ養子にこすから高の
知れた百姓」と見えてゐる。これらを総合し
て考ふれば、(1)養子は家名を相續し、そして
家産は妻の家女が相續し、(2)或は養子と
家女との夫婦共同で家名を家産を相續し、(3)或
は養子が家督を相續するものであつた。そし
てまた長町女腹切に、半七の叔母が三代に跨
る信國の監指導を左脇に突立てて半七を勧まし
た條に「刃物の崇る三代濱也。行木目出度う
に世出して、禪祖父の名字を繼ぎや」とあるやうに
我が國古來の本邦民思想を譲り、家名がその
よりも重く親られてゐる。また家の主がその
相續を死後に譲らうとする譲状は、家の主自
身が判封を施して之を町内の倉所に寄託し、
その死後町内の町年寄行事等立會の上で封を
開いたものである。

(五) 線組と離縁に就いて

(五) 緑組と離縁に就いて

荀幕籠長持、其外嫁入道具「式種重ね」不義人の諸道具返納」と呼びばり散して歸りけり」と見え、忠太夫婦がそれを取つて歎歎に暮れる様に「毫毫篠笛鉄笛引散し打碎き、海上士の焚火と燃上り、……残つたは長持二つ取分けて燃せと。聞く二人の孫娘姉妹抱合ひ泣きふたり。祖父も祖母も夢心地、やれやれ危なや命冥加な様どもや。若し火を付けたらよいものか。……虎次郎はなぜ起されぬ。娘を母に附けるは離別作法」と見え、心中天の細島に、勇五左衛門によつておさん・治兵衛夫婦の縁を切られ、おさんが鶴太郎お末の二愛子を譲りて去る様に「生れて一夜も母が肌を放さぬもの、喰からは父撫と懃ねしキ。二人の子供が朝ぶさ前忘れず、必ず桑山飲むよせて下され、なら悲しそひ捨つる、跡に見捨つる子を捨つる、慈に夫婦の二股竹永き別れと」と見えてゐる。これは淺香市之進・おさみのそれとは異り、第五左衛門の怒によつて急遽におさん・治兵衛夫婦の離別を迫られたのであるから、おさんの嫁入道具に封付けた懸、二人の子の夫の許に其懸を去りて、これが震戻に就いては未だである。

當時は葬送でも入嫁でも假令夫婦がよくても、男から離縛を申渡されれば遂に之を拒むことが出来なかつた。また夫婦が懸くて夫から去状も書がず、男からも離縛が懸くて追らなかつたならば、妻から夫を離縛するわけに行かないのであるから、こんな場合はどうしたらよいのか、これに就ては不十分ながら生玉心中におきはの闇に「エ工情ない轟らるる」。夫からも離縛はうといふ平次様。いやなもの私が無理に恐はうといふにこそ。お前の心が不定で外を家になさるる故、親に様の御苦勞、つ屋の家を立ちませぬ。

(六)

手附
新刊

心さへ据つて家を踏へる覺悟なら、おさが本
を呼んでとくかお身の立つやうに。わしや
在所へ戻つて尼になりともなりませる」とあ
るやうに夫の所を遁れて尼になるか、さもな
ければ面白うない夫婦關係を繕けるより他に
取るべき道は無かつたのである。

(七) 添狀に就いて

添状とは爲替の添手形のことで、即ち爲替證書または爲替證文である。冥途の飛脚に、「江

春語出の契約を確實に保証したところで、それは契約の日限まで繫留するに效力あるまでのことで、日限を過ぎれば契約解除となつて手附損をするばかりで、豈方なきを歎いたのである。

手附とは多くの場合に、契約を保護するに契約の機関分かの内金を先拂ふことである。心中丸簡に「南の兄御の方に、頃から出た好い奉公人を抱へて、手附が遣りたい」とある手附銀は、奉公人を雇入れる契約の手附銀である。心中丸は水の朝日に「先度手附に一貫文渡し、今三兩三分相場は金六十目、銀十五匁合二百四十目、仕掛けの代に引がない、此方の手附にはこれが得、ちうつと一筆請取して出来た分下され」と見え、「手附を取りながて、渡す段に改めて職人が立ちますか譲子があらはるまるで」と見えてゐる手附は手踏の裏金の手附金である。手附の效力は契約を確實にする爲であつて、手附を取りながら契約を遺棄するはその人の信用を甚しく損するのである。手附を取つた以上は契約物に對してその所有者の自由處分権を制限するものであるが故に、手附には日限があつて、その日限までに手附出金者が契約を履行せねば、契約は解除されたものとして手附金は流れるのである。心中天の網島に「それとても何とせん、半金の手附を打ち留めて見るばかり。小春が命は新銀七百五十匁呑ませねばこの世に止むる事ならず」と見えてゐる。これは小春を説出する新銀七百五十匁の才覺が出ぬ限りは、今よしと半金も手附を打つて小

(八)

家質及二重家質附二重質

(八) 家質及二重家質附二重審問
家質とは家屋敷の抵當證文を入ることであつて、その約定期限までこれに契約の利息を加算して返るのである。若し返済しない時は質流れとなつて、その占有と所移るのである。心中重簡門に「親父の代からこの家の金一匁に仲間へ難儀をかけず、十八軒の島のお屋敷の急用金、この金を大事は知れた事。隨分堪へて見郎の眞中で可愛い男が恥辱を取心の無念さを晴し度いと思ふよに手をかけてもう引かれねは思因果と思うたま。八右衛門母にぬかす顔。十八軒の仲間からは今的事。地獄の上の一足飛、ばかりにて離附して泣きけれり畿内近国に追手かかり、中にもて、十七軒の飛脚屋(のをひや)が順序に化けて、家家を脱(のか)け、機縫(じくい)供(くわう)に飴(あめ)をねぶらせて口をむしる現(じゆう)代の魚の如くして遁(の)れがたなきえてゐる。

殿はこなたかと、年配なる人體なり。ヤア治右衛門様がお這入りなされ。免免といひて通りける。あれ女房ども、内内の治右衛門様。そなたの判なら銀貸さうと仰しやる。お目に懸つて霞きやといへば言合せて彼の女。これなまあまあ御恩親な。尤も家る商賈も私の物とは申しながら、子なかなしたる仲なれば、もう今は屋財家財持主の物で御座りまする。からお目に懸る上からは、利が請合深い事こそ、の家敷相應に、三賣目、五十兩、貸して遣つて下さいやせと、つまづま合せる辯舌に口入食うた頃付にて、アアアアこれには及ばぬ事ながら、徳兵衛はいりへんかう致せば後のためも用を聞かうため、サア判をなされよと手形を出せば、徳兵衛懇親引寄せ。これそなたの判。さらばまづ私と互に印判明白なり。丁銀四百目包の酒、吟味なされと受取り渡し、もう書れまするお暇申そ。ちとお盆致しましよ。重ねて重ねて預けます、さらばと書ひてぞ歸りける」と見えてゐる。當時は借用證文も貸主が書いたもので、借主はそれに印判が物云ふ世の中である。大家屋敷を二重に抵當に入れるを二重家質といひ、嚴禁されたもので、これをなした者は犯罪人となつて牢獄に投げられたのである。大經師苦惱に、「父様の方に面倒なことが出来て談合したいといふこと。恥をいはねば理か聞えず。知りやる通りの御身代、下立賣の居屋敷を町衆の加判で一昨年三十貫目の家質、入れたがな。それでも昔の株の家、物入續いてこの春父町へも譲し、内證で八貫目の質、入れたを前銀方が聞付け、それとはなしにこの月の三日限りに家渡すか銀立つろか、

返事次第に五日には目安上げると、足もとから鳥の立つやうに俄に町に届けたとの。いとし父様の家渡すも大事ない、目安つけるも構はぬが、家一軒を兩方へ賣に入れたが顎れてはこの岐阜屋道順が一分か廢るとしてほろ泣いてござるげな」と見えてゐる。「それとはなしに」とある詞に二重家質を内濟にする意が知れるが、心中重井商には父親がお房を二重質にしたことを記して「私が京の父様よしない者の譲りに立ち、明日限りに銀立てねば私をやるとの判ちやがな。私は愛へ身を賣つて先から連に來た時は二重質二重判、牢舎は鏡にかけた事」と見えてゐる。大經師以者の家に姦通から起つた大悲劇も、お房徳兵衛の情死も、蓋しこの二重家質・二重質がその一大原因をなしたものである。